5月31日から6月6日は禁煙週間です

問スポーツ健康課 **☎**内線309

厚生労働省においては、5月31日の世界禁煙デーから1週間を「禁煙週間」として、たばこ対策に取り組んでいます。禁煙することにより、多くの病気のリスクが低下します。長年たばこを吸っていても、禁煙するのに遅すぎることはありません。

◇禁煙による身体の変化

禁煙から数日後→味覚や嗅覚が改善し、歩行が楽になる。

- 2週間~数日後→心臓や血管など循環器機能が改善する。
- **1 か月~9 か月後→**せきや喘息が改善し、気道の 自浄作用が改善する。
- 1年後→肺機能が改善する。
- **2~4年後→**虚血性心疾患のリスクが喫煙を続けた場合に比べ35%減少する。
- **5~9年後→**肺がんのリスクが喫煙を続けた人に 比べ明らかに低下する。
- **10~15年後→**様々な病気にかかるリスクが非喫煙 者レベルに近くなる。

ぜひこの機会に喫煙について見直しませんか?

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

問総務課 ☎内線210

令和5年度の運用状況を次のとおりお知らせします。

【情報公開制度】

- **▶公開請求件数** 103件
- ▶主な請求内容 工事設計・積算書など
- ▶公開請求に対する決定の状況

・公開 61件 ・一部公開 40件・非公開 2件 ・不存在 11件・存否応答拒否 0件 ・取下げ 0件

▶審査請求 0件

【個人情報保護制度】

- **▶開示請求件数** 6件
- ▶開示請求に対する決定の状況

・全部開示2件・部分開示2件・不開示0件・不存在2件

・存否応答拒否 0件

※1件の請求に対し、複数の決定を行っている場合があるため、決定件数の合計は請求件数と一致しません。

運用状況についての詳しい資料は、町役場本庁舎及び国府支所1階の町民情報コーナー、町ホームページで公表しています。

マイナンバーカード関係お知らせ

問町民課 ☎内線272

海外転出後も継続して

マイナンバーカードが利用できるように!

5月27日(月)から、海外に転出される方で、マイナンバーカードをお持ちの方は、海外でも継続して利用できるようになります。

これまでは、海外へ転出する際は、お持ちのマイナンバーカードは失効していましたが、海外への転出届をする際に、お持ちのマイナンバーカードをあわせて提出して手続きをすることで、海外転出後も継続して利用できるようになります。

マイナンバーカードの申請サポートをご利用ください

初めてマイナンバーカードの申請をする方を対象 とした申請のサポート (写真撮影・オンライン申請) を行っています。

カードの申請をご自身で行うことが難しい方や、申請に不安がある方はぜひご利用ください。

なお、事前予約制なので、お問合せください。

※詳細は町ホームページをご確認ください。

便利です! 証明書のコンビニ交付

マイナンバーカードを利用して、マルチコピー機 が設置されている全国のコンビニエンスストアなど で、住民票の写しなどの証明書が取得できます。

書類の記載もなく、土・日曜日や夜間も利用できるコンビニ交付をぜひご利用ください。

※利用には数字4桁の暗証番号が必要です。

▶利用可能時間: 6時30分~23時(12月29日~1月 3日及びメンテナンス期間を除く。)

▶取得可能書類:住民票の写し、印鑑登録証明書

交付期限が過ぎても受け取れます

マイナンバーカードを申請された方で、まだ受け取っていない方は、交付通知書に記載の交付期限を過ぎても受け取ることができます。

予約のうえ、受取りにお越しください。 交付通知書を紛失されている場合はお問合せくだ

父付通知書を紛失されている場合はお問合せく さい。